

女性の活躍を促進するための検討会議設置要綱

6 産 労 総 企 第 1367 号

令和 7 年 3 月 25 日

（目 的）

第 1 女性の活躍を促進するための条例を含め、女性の能力の発揮による経済的な自立の促進と多様性の受容による企業の成長の実現に向けた方策について、有識者との意見交換を通じて検討を進めることを目的に「女性の活躍を促進するための検討会議（以下「会議」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第 2 会議では、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- （1）働く女性を取り巻く現状分析に関すること。
- （2）女性の活躍の更なる促進に向けた基本的な考え方や仕組みのあり方等に関すること。
- （3）その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構 成）

第 3 会議は、知事が別途指名する委員をもって構成する。

2 知事が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（任 期）

第 4 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任することができる。

（召 集）

第 5 会議は、知事が招集する。

（座 長）

第 6 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第 7 座長が必要と認めたときは、部会を別途設置することができる。

2 その他部会の取扱いは、別途定める。

（会議等の取扱い）

第 8 会議及び会議資料は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適當と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第 9 会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適當と認めるときは、この限りではない。

(謝 金)

第 10 会議の委員及び第 3 第 2 項の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第 11 会議の事務局は、産業労働局とする。

(その他)

第 12 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。